

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年10月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇日付け（〇〇新聞朝刊）に関する〇〇市〇〇町に係る1. 土壌改良剤を示す分析書（以下「請求内容1」という。） 2. 業者対策指導した伺い及び指示書 3. 住民から苦情が来た時の報告書及び伺い書（以下「請求内容3」という。） 農林水産部〇〇の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年11月13日、実施機関は、本件請求のうち請求内容1及び請求内容3について、文書が不存在であるとして公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年11月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来、新聞記事に載るくらいの事件であり、内容等読んでも分かる通り、住民からの苦情と記載されているのに、それらに関する書類を出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、新聞報道にある、〇〇市〇〇町のは場整備事業で掘り起こした土壌改良剤を2週間余りにわたって山積みそのまま放置し、住民から「周辺に飛散する恐れがある」との申し出があった時の関係書類と推察される。

この事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものであり、情報公開請求のあった〇〇総合県民局農林水産部<〇〇>は、同法を所管する組織ではない。このため、請求人が求める公文書は保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
平成31年4月4日	諮問
令和6年9月24日 第1部会（第15回）	審議
同年 10月29日 第1部会（第16回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

弁明書によれば、実施機関は、本件請求に係る公文書を、審査請求当時の新聞報道にある、〇〇市〇〇町のは場整備事業で掘り起こした土壌改良剤を2週間余りにわたって山積みそのまま放置し、住民から「周辺に飛散する恐れがある」との申出があった時の関係書類であって、〇〇総合県民局農林水産部<〇〇>において保有するものと特定して本件処分を行ったとのことである。

これに対し、審査請求人は、新聞記事には住民からの苦情があったことが書かれているので、それらに関する書類があるはずであると主張している。

以上を前提にすれば、本件請求の請求内容3に係る公文書についての実施機関と審査請求人の認識は一致しており、また、請求内容1に係る公文書については、実施機関が文書を不存在であるとしたことについて審査請求人は不服を述べておらず、争いはないものと認められるから、公文書の特定について争いがなく、実施機関による本件公文書の特定を不合理とする事情も認められない。

2 本件請求に係る公文書を保有しているか否かについて

実施機関の説明によると、審査請求当時の新聞報道にある、住民から県に指摘があった事案は、住民に対しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所掌する部署が対応したとのことである。

徳島県では知事及の権限に属する事務を処理するための組織について、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）を定めており、総合県民局における廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関する事務の処理については、同規則第48条第1項及び別表第7保健福祉環境部の項第21号の規定により総合県民局の保健福祉環境部が所掌することとされている。

そうすると、〇〇総合県民局農林水産部<〇〇>は廃棄物の適正処理その他の廃棄物対策に関する事務を所掌していないから、請求内容3の、新聞報道の事案について住民から申し出があった時の関係書類を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

また、請求内容1についても、掘り起こされた土壌改良剤が産業廃棄物であることを前提とするものであり、〇〇総合県民局農林水産部<〇〇>が所掌していない事務に関するものであるから、請求内容3と同様に考えることができる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	